

第1章 総則

第1条 (利用規約の適用)

1. 本規約は、富士通株式会社（以下「当社」という）が、第2条に定める本サービスを第2条に定める契約者が利用するにあたり、必要な条件を定めることを目的とします。
2. 本規約は、サービス仕様書その他本規約により組み込まれることが明示されているポリシー、価格、条件、手順書等の文書またはサービス申込書とともに、当社および契約者との間の本サービスにかかる契約（以下「サービス利用契約」という）を構成するものとします。
3. サービス利用契約を締結し本サービスを利用することができるのは、日本法人に限るものとします。
4. 契約者は、本サービスの利用にあたり本規約を遵守するものとします。
5. 本サービスには、本規約に記載の条件に加えて、以下のAWSのURL（承継URLおよびAWSが指定するその他のURLを含む）に定める条件（当該URLよりリンクされたURLも含み、以下総称して「AWS規約」という）が、本規約の定めに従い適用されるものとします。
 - ・ AWS Customer Agreement
(https://aws.amazon.com/agreement/?nc1=h_ls)（言語を English に設定）
 - ・ AWS Program Guide for End Customers
(<https://s3-us-west-2.amazonaws.com/solution-provider-program-legal-documents/AWS+Solution+Provider+Program++Program+Guide+for+End+Customers.pdf>)
6. 当社が契約者へ提供するAWSサービスのモデルにより、以下のとおりAWS規約が適用されるものとします。
 - (1) Solution Provider Account Model
 - a AWSサービスの提供においては、AWS Customer Agreementが適用されるものとします。この際、youが契約者、AWSが当社と解釈され、AWS Customer Agreementはサービス利用契約の一部を構成するものとします。
 - b AWS Customer Agreementと本規約との間に異なる定めがあるときには、本規約が優先して適用されるものとします。
 - c 契約者は、契約者とAWSとの間に直接の契約関係がないことを了解し、AWS、その関係会社およびそれらの役員、従業員、代理人に対して、本サービスに関していかなる請求も行わないものとします。
 - (2) End Customer Account Model
 - a 契約者は、AWSサービスの利用の前提として、事前に、AWSとAWS Customer Agreementまたはそれに相当する契約を直接締結していることを保証するものとします。
 - b AWSサービスの提供においては、AWS Program Guide for End Customersが適用されるものとします。この際、youが契約者、AWSがAWSと解釈され、AWS Program Guide for End Customersは契約者とAWSとの間の合意を構成するものとします。
 - c AWS規約（AWS Customer Agreementに相当する契約を含む）と本規約との間に異なる定めがあるときには、利用料金、支払条件、税に関する条項を除き、AWS規約が優先して適用されるものとします。

第2条 (定義)

本規約における用語の定義は、以下のとおりとします。

- (1) 「契約者」とは、当社と本サービス利用契約を締結し本サービスを利用する者をいいます。
- (2) 「AWS」とは、Amazon Web Services, Inc. および Amazon Web Services Inc. 関連会社をいいます。
- (3) 「AWS サービス」とは、AWSがネットワークを介して提供する Amazon Web Service をいいます。
- (4) 「本サービス」とは、AWS サービスおよび当社が付加するサービスの総称をいいます。
- (5) 「サービス仕様書」とは、AWS および当社が提供する本サービスの内容を著した文書をいいます。
- (6) 「コンピュータ」とは、物理か仮想かを問わず、CPU およびそれを含む関連したコンポーネットで構成されるシステムをいいます。

- (7) 「契約者情報」とは、契約者が本サービスを利用するために当社に提供する本サービスの運営に必要な契約者に関する情報をいいます。契約者が本サービスを利用して提供、通信または保存する契約者のコンテンツは、契約者情報に含まれません。
- (8) 「Solution Provider Account Model」または「SPAM」とは、当社と契約者との間のサービス利用契約に基づき、当社のアカウントにおいて AWS サービスが提供されるモデルをいいます。
- (9) 「End Customer Account Model」または「ECAM」とは、AWS と契約者との間の第 1 条第 6 項(2)a に関する契約に基づき、契約者のアカウントにおいて AWS サービスが提供されるモデルをいいます。
- (10) 「AWS Organizations」とは、複数の AWS アカウントを統合するためのアカウント管理サービスをいいます。
- (11) 「管理アカウント」とは、組織を管理するために使用するアカウントをいいます。
- (12) 「メンバーアカウント」とは、管理アカウント以外のアカウントをいいます。
- (13) 「組織」とは、複数のメンバーアカウントを 1 つの単位として管理するためのエンティティをいいます。

第 3 条 (規約の変更)

1. 当社は、本規約を随時変更することがあります。なお、この場合には、契約者の利用条件その他サービス利用契約の内容は、変更後の新規約を適用するものとします。
2. 当社は、本規約の変更を行う場合は、変更後の本規約の内容を契約者に当社所定の方法で通知するものとします。
3. 契約者は AWS 規約が、予告なく変更されることがあること、および変更のあったときには、変更後の AWS 規約の内容が直ちに適用されることにつき予め承するものとします。
4. 契約者は、本規約等の内容について、適宜確認する義務を負います。

第 2 章 サービス利用契約

第 4 条 (契約の締結等)

1. サービス利用契約は、申込者（サービス利用契約の締結を希望する者をいい、以下同じ）が当社所定の書式の申込書を当社に提出し、当社がこれに対し承諾の通知を発信したときに成立するものとします。なお、申込者は、本規約等の内容を承諾のうえ申込を行うものとし、申込者が申込を行った時点で、当社は、申込者が本規約等の内容を承諾しているものとみなします。
2. 申込者は、当社所定の申込書に、本サービスの利用開始希望日を記入後記名押印し、当社に提出するものとします。また、当社は承諾の通知とともに、本サービスの利用開始日（以下「サービス利用開始日」という）を通知するものとします。なお、サービス利用契約は、サービス利用契約の申込（当社所定の付番により特定されるものをいう）ごとに締結されます。
3. 当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、サービス利用契約を締結しないことがあるものとします。
 - (1) 申込者が虚偽の事実を申告したとき
 - (2) 申込者が本サービスの利用にかかる料金の支払を怠るおそれがあるとき
 - (3) 本サービスの提供が技術上困難なとき
 - (4) 申込者が過去に当社との契約に違反したことがあるとき
 - (5) 第 24 条に定める保証、表明に反する事実があったとき、または、確約に反する行為があったとき
 - (6) 当社の業務の遂行に支障があるとき
 - (7) その他当社が不相当と判断したとき
4. サービス利用契約は、契約成立日における契約者、当社間の合意を規定するものであり、サービス利用契約締結前に相互に取り交わした合意事項、各種資料、申し入れ等がサービス利用契約の内容と相違する場合は、サービス利用契約の内容が優先されるものとします。
5. 本規約等に記載されている内容は、サービス利用契約に関する合意事項の全てであり、契約者および当社はサービス利用契約および本サービスに関し、互いに本規約等で定められている内容以上の義務および責任を負担しないものとします。
6. 契約者は、第 2 項の申込事項につき変更する事由が生じた場合は、当社所定の申込書に、変更内容を記入後記名押印し、

当社に提出するものとします。

第5条（本サービスの終了）

1. 契約者は、当社所定の解約申込書に解約希望日を記入後記名押印し、当社に解約の申込を行うことにより、サービス利用契約を解約し、本サービスの利用を終了することができるものとします。サービス利用契約は、契約者から当社に解約の申込が到達し、当社が本サービスの利用権限を削除した時点で終了するものとします。
2. 契約者または当社は、相手方が次の各号のいずれかに一つにでも該当したときは、相手方になんらの催告を要せず直ちにサービス利用契約の全部または一部を解除できるものとします。
 - (1) 手形または小切手が不渡りとなったとき
 - (2) 差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申し立てがあったとき、または、租税滞納処分を受けたとき
 - (3) 破産手続開始、特定調停手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始、その他これらに類似する倒産手続開始の申し立てがあったとき、または清算に入ったとき
 - (4) 解散または事業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
 - (5) 監督省庁から営業の取消・停止処分等を受けたとき、または転廃業しようとしたときであって、サービス利用契約を履行できないと合理的に見込まれるとき
 - (6) 第24条に定める保証、表明に反する事実があったとき、または、確約に反する行為があったとき
 - (7) サービス利用契約に基づく債務を履行せず、相手方から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき
ただし、当該期間を経過した時における債務の不履行が、本サービス利用契約および取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りではないものとします。
 - (8) 契約者が重大な犯罪を犯したとき、または不法行為、あるいは不公正な取引があったとき
 - (9) 契約者が当社またはAWSを債務不履行または法律違反にさらしたとき
 - (10) 契約者に本規約等に対する違反行為があったとき
3. 契約者は、前項各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い、当社に対して負担する一切の金銭債務をただちに弁済するものとします。
4. 当社は、契約者が第2項各号のいずれかに該当したときは、サービス利用規約の解除の有無にかかわらず、直ちに本サービスの提供を中断することができるものとします。
5. 当社は、次の各号のいずれかのとき、20日前までに契約者に通知することにより、損害賠償義務を負うことなく、サービス利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。
 - (1) 契約者が第1条に定めるサービス利用資格を喪失したとき
 - (2) 当社が本サービスを提供する資格を喪失したとき
 - (3) AWSと当社間における本サービスに関する契約が終了したとき
 - (4) AWSと契約者間における第1条第6項(2)aに関する契約が終了したとき
6. 第2項から第5項に加え、当社は、契約者に対して90日前までに通知することにより、損害賠償義務を負うことなく、サービス利用契約の全部または一部を解除することができるものとします。
7. 当社が本サービスを提供するにあたり必要なシステムへのアクセスをAWSにより停止された場合、当社は契約者への本サービスの提供を中断できるものとします。
8. 契約者において本サービスの利用がなく、継続して12料金月以上、利用料金の発生がなかったときには、当社は、サービス利用契約を何らの義務を負うことなく解除することができるものとします。
9. 当社は、本サービスの終了後に、契約者が当社サービス環境に登録（入力）したデータを、当社の独自の裁量で削除できるものとします。

第3章 サービスの提供

第6条（本サービスの提供）

1. 当社は契約者に対し、サービス利用契約に基づき本サービスを提供するものとします。本サービスは、現状有姿にて提供されるものとし、当社およびAWSは、本サービスにつき明示であるか黙示であるか、または法律に定めるものであ

るか否かを問わず一切の保証はしないものとします。

2. 本サービスが利用できない事象が生じた場合においても、当社は法律上の責任を負わないものとします。なお、次の各号に掲げる事由は、当社および AWS の責に帰することができない事由（ただしこれらに限られない）であり、当社は、当該事由に起因して契約者に生じた損害についても、いかなる法律上の責任も負わないものとします。
 - (1) 計画メンテナンス、緊急メンテナンスの実施
 - (2) 地震、台風、洪水、嵐等の自然災害、感染症の発生、戦争、内乱、暴動、ストライキ、禁輸措置、労働争議
 - (3) 規制機関または政府機関の作為または不作為（本サービスの提供に影響する法規制の制改定またはその他の政府の行為を含む）
 - (4) 契約者の設備の不具合、トラブル
 - (5) コンピュータ上で動作するソフトウェア（当社または契約者が用意したもの）の不具合
 - (6) クライアント環境の不具合
 - (7) 契約者が当社サービス環境およびコンピュータ等に施した設定の不具合
 - (8) 本サービスに接続するためのネットワーク回線の不具合、トラブル
 - (9) 契約者の不正な操作
 - (10) 第三者からの攻撃および不正行為
 - (11) 本サービス用ネットワーク回線または本サービス用設備に対する第三者による機能破壊
 - (12) 契約者がサービス利用契約に基づく自らの義務を履行しないことに起因するトラブル
 - (13) 本サービスを利用することにより第三者との間で生じる契約者のトラブル
3. 契約者は、本サービスを利用するために、コンピュータ端末、通信回線、機器、ソフトウェアおよびその他当社が指定するもの（以下総称して「契約者環境」という）を準備し、本サービスの IT 環境（以下「当社環境」という）と接続するものとします。本サービスは、契約者が契約者環境から当社環境にネットワークを介して接続する方法によってのみ、契約者に対して提供されるものとします。
4. 契約者は、特段の定めのない限り、前項に定める方法によってのみ本サービスを利用できるものとし、本サービスの利用において、当社または AWS のデータセンタ等に立ち入り等することはできないものとします。
5. 契約者は、当社または AWS に対して新たな法令上の義務等を課すような態様で本サービスを使用しないものとします。

第7条（メンテナンスおよび中断）

1. 本サービスの提供時間帯は、メンテナンスの時間を除き 24 時間 365 日とします。本サービスの可用性については、サービス仕様書の定める条件に従うものとします。なお、本サービスの可用性は、本サービスの基盤のレベルをもって計られるものとし、その計測にあたって、別途サービス仕様書等において規定されるネットワーク接続状況、アクセス問題およびその他の除外事項は除かれるものとします。
2. 当社は、計画的なメンテナンス（以下「計画メンテナンス」という）を実施するために本サービスの提供を一時的に中断することができるものとします。
3. 当社は、本サービスの維持のため、または当社環境への攻撃もしくは不正行為を含むセキュリティ・リスクの排除のために、本サービスを一時的に中断することができるものとします（以下「緊急メンテナンス」という）。契約者が緊急メンテナンスの影響を受ける場合、当社は、緊急メンテナンスの実施後すみやかに、緊急メンテナンスを実施した旨を、契約者に通知するよう、合理的な努力を行うものとします。
4. 当社は、次の各号のいずれか一つにでも該当したとき、事前の通知なく、ただちに本サービスの全部または一部の提供を一時的に中断できるものとします。
 - (1) 契約者による本サービスの利用（契約者の契約番号等において行なわれた本サービスへのアクセスを含む）により本サービスもしくは第三者にセキュリティ・リスクを生じさせるとき、当該利用が詐欺的であるとき、または、当該利用が当社もしくはそのグループ会社に何らかの責任を生じさせるとき
 - (2) 契約者またはその契約番号等を用いた第三者が、当社の利用ポリシーを遵守しない結果および支払義務の不履行を含め、サービス利用契約に違反するとき
 - (3) 契約者が、通常業務を停止したとき、もしくは停止する見込みがあるとき、または、破産、清算、解散、その他同様の手続きにかかるとき（当該状況について当社が認める形で解消されるまで）

上記事由が十分かつただちに解消されない場合、当社は書面による通知により、ただちに、一時的に中断されていた本サービスを終了させ、またサービス利用契約を解約できるものとします。なお、本サービスの一時中断期間中も、サービ

ス利用契約が解約されるまでの間、本規約に定める条件に従い、本サービスに関する課金は継続するものとします。

第8条（契約者の協力義務）

1. 契約者は、本サービスを提供するにあたり必要とする情報を、当社に提供するものとします。
2. 契約者は、本サービスの利用にあたり、当社との連絡窓口となる者（以下「担当者」という）を定め、その連絡先情報を当社に通知するものとします。また、担当者が変更となった場合は、すみやかに変更後の担当者に関する情報を通知する必要があります。
3. 本サービスの利用に関する契約者と当社との連絡は、すべて担当者を通じて行うものとします。
4. 第14条の定めにかかわらず、当社は契約者情報を米国 ワシントン州 シアトル市にある Amazon Web Services, Inc. 提供できるものとします。
5. 契約者は、本サービスを利用するための契約番号、ユーザー名およびパスワード等の使用および管理について責任を持つものとし、いかなる形であれ、これらが第三者に使用されたことにより生じた損害については、当社は何ら責任を負わないものとします。また、これらの第三者の使用により発生した利用料金については全て契約者の負担とし、契約者は、これらの契約番号、ユーザー名およびパスワード等の紛失、盗難または漏洩の場合、またはその他第三者による本サービスの不正使用を起こしうる場合もしくは実際に不正使用がなされた場合や不正使用が疑われる事象がある場合、ただちにその旨を当社に対して通知するものとします。

第9条（本サービスに関する問い合わせ）

1. 当社は、本サービスに関する仕様または操作方法に関する質問を、担当者から受け付けるものとします。質問の受付・回答方法、および、受付時間帯・回答時間帯は、サービス仕様書に記載のとおりとします。
2. 当社は、契約者の要求または問題に対処するために、当社サービス環境にリモート接続経由でアクセスする場合があります。なお、この場合、当社がコンソールで行う操作は、コンソール上に表示される情報の参照、AWS に対するサポート要求の発行、および各種申請に基づく設定変更・購入代行に限られます。
3. 契約者は、本サービスに関する問い合わせ等を、AWS に対して直接行わないものとします。
4. 契約者が ECAM により AWS サービスを利用する場合、契約者が AWS Organizations を使用してメンバーアカウントを追加・作成するときは、当社サポートの有効化を設定するものとし、当社への問い合わせ時にメンバーアカウントの情報をを用いるものとします。

第10条（再委託）

1. 当社は、サービス利用契約に基づき提供する本サービスに関する作業の全部または一部を、当社の責任において第三者に再委託できるものとします。
2. 前項に基づき当社が再委託した場合の、再委託先の選任、監督ならびに再委託先の行った作業の結果については、一切当社が責任を負うものとします。

第11条（禁止事項）

契約者は、本サービスの利用において以下の行為を行わないものとします。

- (1) 当社、AWS もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または、侵害するおそれのある行為
- (2) 当社、AWS もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または、侵害するおそれのある行為
- (3) 当社、AWS もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、第三者への差別を助長し、または、当社もしくは第三者の名誉もしくは信用を毀損する行為
- (4) 詐欺、規制薬物の濫用、児童売買春、預貯金口座および携帯電話の違法な売買等の犯罪に結びつく行為、または結びつくおそれの高い行為
- (5) わいせつ、児童ポルノまたは児童虐待に相当する画像、文書等を送信もしくは掲載する行為、またはこれらを収録した媒体を販売する行為、または、その送信、掲載、販売を想起させる広告を表示または送信する行為
- (6) ストーカー行為等の規制等に関する法律に違反する行為
- (7) 無限連鎖講（ネズミ講）を開設し、または、これを勧誘する行為
- (8) 違法に賭博・ギャンブルを行い、または、これを勧誘する行為

- (9) 違法行為（けん銃等の譲渡、児童ポルノの提供、公文書偽造、殺人、脅迫等）を直接的かつ明示的に請負し、仲介しまたは誘引（他人に依頼することを含む）する行為
- (10) 人の殺害現場等の残虐な情報、動物を虐待する画像等の情報、その他社会通念上第三者に著しく嫌悪感を抱かせる情報を掲載し、または、不特定多数の者にあてて送信する行為
- (11) 人を自殺に誘引または勧誘する行為
- (12) インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律に基づく、当該事業の提供者に対する規制および当該事業を利用した不正勧誘行為の禁止に違反する行為
- (13) 選挙の事前運動、選挙運動またはこれらに類似する行為および公職選挙法に抵触する行為
- (14) 当社、AWS もしくは第三者に対し、無断で広告・宣伝・勧誘等の E-mail を送信する行為、嫌悪感を抱くもしくはそのおそれがある E-mail（嫌がらせメール）を送信する行為、当社、AWS もしくは第三者の E-mail 受信を妨害する行為、または連鎖的な E-mail 転送を依頼する行為および当該依頼に応じて転送する行為
- (15) 第三者の保有するコンピュータに対して多数回の接続行為を繰り返し行い、もって当該コンピュータを利用困難な状態におく行為
- (16) 本人の同意を得ることなく、または、詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為
- (17) 本サービスの利用により利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為
- (18) 当社、AWS または第三者になりすまして本サービスを利用する行為
- (19) 当社、AWS もしくは第三者の設備等の利用、運営に支障を与える行為（本サービスに格納された基本ソフトウェアの消去等、コンピュータの機能を破壊する行為を含む）、または、与えるおそれのある行為
- (20) 有害なコンピュータプログラム等を送信もしくは掲載し、または、第三者が受信可能な状態におく行為
- (21) 当社、AWS または第三者に対する攻撃に用いられるおそれのあるサービス（Open Proxy、SMTP Third-Party Relay Service、DNS Open Resolver を含み、これらに限られない）を運営する行為
- (22) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続きが義務づけられている場合に、当該手続きを履行せず、その他当該法令に違反する行為
- (23) 上記各号の他、法令もしくは公序良俗に違反（暴力、残虐等）する行為、当社および AWS の信用を毀損し、もしくは、当社および AWS の財産を侵害する行為、または、第三者に不利益を与える行為
- (24) 上記各号のいずれかに該当する行為（当該行為を第三者が行っている場合を含む）が見られるデータ等へリンクを張る行為
- (25) 第三者に、前各号までのいずれかに該当する行為をなさせ、または、当該第三者の当該行為が存在することを知らなから適切な措置を講じることなく放置する行為
- (26) 当社アカウント管理用リソースを削除する行為

第 12 条（当事者間解決の原則）

1. 契約者は、第三者の行為につき、前条各号のいずれかに該当すると判断した場合は、当該第三者に対し、直接要望等を通知するものとします。
2. 契約者は、自己の行為につき、前条各号のいずれかに該当するとして当社、AWS または第三者から何らかのクレームが通知された場合、自己の責任と費用負担において当該クレームを処理解決するものとします。

第 13 条（トラブル処理）

当社は、契約者の行為が第 11 条各号のいずれかに該当すると判断した場合、または前条第 2 項のクレームに関するトラブルが生じたことを知った場合は、契約者への事前の通知なしに、契約者が送信または表示する情報の一部もしくは全部の削除または不表示、あるいは第 5 条に基づく契約の解除等、当社が適当と判断する措置を講じることができるものとします。

第 14 条（秘密情報の取り扱い）

1. 本規約において、秘密情報とは、以下の情報をいうものとします。
 - (1) 秘密である旨の表示をした書面（電子的形式を含む）で開示された相手方固有の業務上、技術上、販売上の情報
 - (2) 秘密である旨明示して口頭またはデモンストレーション等により開示された相手方固有の業務上、技術上、販売上の情報であって、開示後 10 日以内に当該情報の概要等を記載した書面（電子的形式を含む）に秘密である旨を表示して相手方に提示された情報

- (3) サービス利用契約の内容
- (4) AWS の秘密情報
2. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、前項における秘密情報から除くものとします。
 - (1) 開示の時点で既に公知のもの、または開示後秘密情報を受領した当事者（以下「受領者」という）の責によらずして公知となったもの
 - (2) 受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
 - (3) 開示の時点で受領者が既に保有しているもの
 - (4) 開示された秘密情報によらずして、独自に受領者が開発したもの
3. 契約者および当社は、それぞれ相手方から開示された秘密情報の秘密を保持し、本サービスの利用のために（また当社においては本サービスの運営、開発等のために）知る必要のある自己の役員および従業員（また当社においては AWS）以外に開示、漏洩してはならないものとします。また、契約者および当社は、秘密情報の開示のために相手方から受領した資料（E-mail 等、ネットワークを介して受信した秘密情報を有形的に固定したものを含み、以下「秘密資料」という）を善良な管理者の注意をもって保管管理するとともに、第三者に譲渡、提供せず、また当該役員、従業員以外の者に閲覧等させないものとします。
4. 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合、契約者および当社は、相手方の秘密情報および秘密資料を当該第三者に開示、提供することができるものとします。
 - (1) 法令により第三者への開示を強制された場合。ただし、この場合、受領者は事前に相手方に通知するよう努めるものとし、当該法令の範囲内で秘密を保持するための措置をとることを当該第三者に要求するものとします。
 - (2) 弁護士、公認会計士等法令上守秘義務を負う者に、当該者の業務上必要とされる範囲内で提供する場合
 - (3) 契約者および当社が、本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を書面で課して、本サービスおよび本サービスに関連するソフトウェア開発等に関する作業の全部または一部を当該第三者に委託する場合
5. 契約者および当社は、相手方から開示された秘密情報を、本サービスのためにのみ利用するものとし、その他の目的に利用しないものとします。
6. 契約者および当社は、本サービスの利用のために必要な範囲で秘密資料を複製することができるものとします。なお、秘密資料の複製物（以下本条において「複製物」という）についても本条の定めが適用されるものとします。
7. 契約者および当社は、相手方から要求があった場合、または、サービス利用契約が終了した場合、遅滞なく秘密資料（複製物がある場合はこれらを含む）を相手方に返却、または、破棄もしくは消去するものとします。なお、秘密資料を返却、破棄もしくは消去した後も、本条に定める秘密保持義務は有効に存続するものとします。
8. 契約者および当社は、相手方の秘密情報を知ることになる自己の役員および従業員に本条の内容を遵守させるものとします。
9. 契約者が保有する個人情報（「個人情報の保護に関する法律」第 2 条第 1 項に定めるものをいう）でその旨明示のうえ開示された情報および当該個人情報の開示のために契約者から受領した資料（第 3 項の資料と同種のをいう）についてはそれぞれ、本条における秘密情報および秘密資料と同じ取扱いを行うものとします。ただし、第 2 項第(1)号から第(3)号は個人情報には適用されないものとし、また、次項にかかわらず、本項の規定は、サービス利用契約が終了してからも期限の定めなく有効に存続するものとします。なお、契約者が本サービスを利用して登録（入力）する契約者の取扱う個人情報については、契約者の責任において管理するものとします。
10. 本条の規定は、サービス利用契約が終了してからも 5 年間、有効に存続するものとします。
11. 契約者は、AWS より直接 AWS の秘密情報が開示される可能性があることを承諾のうえで、AWS 規約の定めに従い当該 AWS の秘密情報を取扱うものとします。
12. 本規約のその他の規定にかかわらず、契約者は、AWS が、AWS と当社のビジネス関係または AWS サービスのマーケティングおよび提供のために、当社が AWS に移転した契約者情報に含まれる個人情報および個人関連情報（「個人情報の保護に関する法律」第 2 条第 7 項に定めるものをいい、Cookie などの端末職別情報や位置情報などを含むが、これらに限らない）を収集、処理および使用することにつき許可するものとします。なお、AWS は、個人情報および個人関連情報について、AWS のプライバシー通知に基づき利用するものとします。
https://d1.awsstatic.com/legal/privacypolicy/AWS_Privacy_Notice_Japanese_Translation.pdf
13. 当社は、本サービスの提供のため、契約者情報に含まれる個人情報を第三者サービスを利用し管理する場合があります。第三者サービスの利用については、一切当社が責任を負うものとします。

第 15 条 (責任)

契約者および当社は、サービス利用契約に基づく債務を履行しないこと、および、第 5 条第 2 項各号のいずれかに該当したことにより、相手方に損害が発生した場合、契約者および当社はその損害額等につき協議のうえで、サービス利用契約の解除の有無にかかわらず、以下の各号の金額を限度として、賠償責任を負うものとします。ただし、当事者の責に帰すことができない事由から生じた損害、当事者が予見すべきであったか否かを問わず、特別の事情から生じた損害、逸失利益については、賠償責任を負わないものとします。

- (1) 損害が発生した料金月の前料金月から起算して、過去 12 か月間の利用量に応じて算出された本サービスの利用料金の 1 か月の平均額
- (2) 損害が発生した料金月の前料金月から起算して、サービス実施開始日までの期間が 12 か月に満たない場合には、当該期間の利用量に応じて算出された本サービスの利用料金の 1 か月の平均額
- (3) 上記の期間が 1 か月に満たない場合には、損害が発生した日までの本サービスの利用量に応じて算出された 1 日の平均額に 30 を乗じた額

第 4 章 利用料金

第 16 条 (料金月)

本サービスの料金月は、協定世界時 (UTC) における当月 1 日から当月末日までとします。

第 17 条 (本サービス利用料金)

1. 本サービスの利用料金は、第 4 条第 1 項の申込書に定めるものとします。
2. 当社は、各料金月の初日から末日まで (当該料金月の途中においてサービス利用契約が開始または終了するときには、当該開始の日から、または当該終了の日まで) の利用料金を計算するものとします。なお、当該計算においては、当該料金月の月末 3 営業日前の株式会社みずほ銀行が公表する米国ドルと日本円の外国為替公示相場の内、仲値を適用するものとします。
3. 本サービスの利用料金にかかる消費税および地方消費税 (以下「消費税等」という) 相当額は、前項に基づき算出される、サービス利用契約全体で合算された利用料金に対して算定されるものとします。なお、消費税等相当額の算定の際の税率は、当該算定時に税法上有効な税率とします。
4. 本サービスの利用料金および消費税等相当額の算定に関して、1 円未満の端数が生じた場合、当該端数は切り捨てるものとします。

第 18 条 (利用料金の支払義務)

1. 契約者は、前条により計算された利用料金および消費税等相当額を、申込書に定める支払条件に従い、当社に支払うものとします。なお、支払期日が金融機関の休業日にあたる場合は、当該支払期日は前営業日とします。
2. 契約者が ECAM により AWS サービスを利用する場合、前項に基づき契約者が支払う利用料金は、管理アカウントおよびメンバーアカウントの合計金額の利用料金とします。

第 19 条 (利用料金の支払条件)

1. 前条の支払時における金融機関に対する振込手数料等は、契約者の負担とします。
2. 契約者がサービス利用契約により生ずる金銭債務 (手形債務を含み、以下同じ) の弁済を怠ったときは、当社に対し支払期日の翌日から完済の日まで年利 14.6% の割合による遅延損害金を支払うものとします。
3. 契約者が利用料金および消費税等相当額の支払を遅延している場合、当社は、本サービスの提供を停止することがあるものとします。

第 5 章 その他

第 20 条 (権利譲渡等の禁止)

契約者は、サービス利用契約に基づく権利および義務を、第三者に譲渡、貸与等しないものとします。

第 21 条（転売の禁止等）

契約者は、本規約等に別段の定めのない限り、または当社の事前の承諾のない限り、第三者に対して本サービスの全部または一部の機能に直接アクセスする形態での転売・再販売・サブライセンス等をしていないものとします。

第 22 条（安全保障輸出管理）

1. 契約者は、本サービスを以下の用途に用いないものとします。
 - (1) 核兵器等の開発、製造、使用または貯蔵
 - (2) 核燃料物質・核原料物質の開発等、核融合の研究、原子炉又はその部分品・附属品の開発等、重水の製造、核燃料物質・核原料物質の加工・再処理
 - (3) 軍・国防機関が行うもしくはこれらの者より委託を受けて行う化学物質の開発・製造、微生物・毒素の開発等、ロケット・無人航空機の開発等、宇宙の研究（天文学関連を除く）
 - (4) 武器（大量破壊兵器を除く）の開発、製造または使用
2. 契約者は、本サービスに関連して外国為替及び外国貿易法（これに関連する政省令を含む）で規定する許可が必要な輸出取引を行うときは、所定の許可を取得するものとします。

第 23 条（サービスの改訂および廃止）

当社は、本サービスの改善等の目的のため、当社の判断により、本サービスの内容の追加、変更および改廃等を行うことができるものとします。

第 24 条（反社会的勢力等の排除）

1. 契約者および当社は、サービス利用契約の締結にあたり、自らまたはその役員（名称の如何を問わず、相談役、顧問、業務を執行する社員その他の事実上経営に参加していると認められる者）および従業員（事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について権限を有するかまたはそれを代行する者）が、次の各号に記載する者（以下「反社会的勢力等」という）に該当せず今後も該当しないこと、また、反社会的勢力等との関係を持っておらず今後も持たないことを表明し、保証します。
 - (1) 警察庁「組織犯罪対策要綱」記載の「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等」その他これらに準ずる者
 - (2) 資金や便宜を供与したり、不正の利益を図る目的で利用したりするなど、前号に記載する者と人的・資金的・経済的に深い関係にある者
2. 契約者および当社は、自らまたは第三者を利用して、次の各号に記載する行為を行わないことを相手方に対して確約します。
 - (1) 詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いる行為
 - (2) 違法行為や不当要求行為
 - (3) 業務を妨害する行為
 - (4) 名誉や信用等を既存する行為
 - (5) 前各号に準ずる行為

第 25 条（ハイセイフティ用途）

契約者は、本サービスが、一般事務用、パーソナル用、家庭用、通常の産業用等の一般的な用途を想定して実施されているものであり、原子力施設における核反応制御、航空機自動飛行制御、航空交通管制、大量輸送システムにおける運行制御、生命維持のための医療用機器、兵器システムにおけるミサイル発射制御など、極めて高度な安全性が要求され、仮に当該安全性が確保されない場合、直接生命・身体に対する重大な危険性を伴う用途（以下「ハイセイフティ用途」という）に使用されるよう実施されているものではないことを確認します。契約者は、当該ハイセイフティ用途に要する安全性を確保する措置を施すことなく、本サービスをハイセイフティ用途に使用しないものとします。また、契約者がハイセイフティ用途に本サービスを使用したことにより発生する、契約者または第三者からのいかなる請求または損害賠償に対しても当社は責任を負わないものとします。

第 26 条 (合意管轄)

本規約およびサービス利用契約に関する訴訟については、東京地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 27 条 (準拠法)

本規約およびサービス利用契約に関する準拠法は、日本法とします。

第 28 条 (完全合意)

サービス利用契約は、本サービスに関する当事者間の全ての法的小および契約的關係を表し、詐欺的な不実表示がない限り、当事者間のそれまでの本規約およびサービス利用契約の主題についての表明、約束、取引、協議、または理解に取って代わるものとします。各当事者は、本規約に明記されたもの以外のいかなる条件にも拠っていないことを認識するものとします。サービス利用契約に基づくいかなる権限や権利も、書面にてかつ放棄する当事者の権限を有する代表者による署名がない限り、放棄されないものとします。

以 上

附則（2018年12月21日）

本規約は、2018年12月21日から適用されます。

附則（2019年12月10日）

本規約は、2019年12月10日から適用されます。

附則（2020年4月10日）

本規約は、2020年4月10日から適用されます。

附則（2020年6月11日）

本規約は、2020年6月11日から適用されます。

附則（2021年7月28日）

本規約は、2021年7月28日から適用されます。

附則（2022年4月19日）

本規約は、2022年4月19日から適用されます。

附則（2022年8月1日）

本規約は、2022年8月1日から適用されます。

附則（2022年11月1日）

本規約は、2022年11月8日から適用されます。

附則（2023年9月1日）

本規約は、2023年9月8日から適用されます。